

令和3年2月15日

押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令案についての意見募集の結果及び改正政令の公布

総務省は、押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令案について、令和2年12月19日（土）から令和3年1月22日（金）までの間、意見募集を行ったところ、8件の御意見を頂きました。この結果を踏まえて検討し、本日、総務省関係政令を公布しましたのでお知らせします。

1 改正の背景・概要

別紙1のとおりです。

2 意見募集の結果

令和2年12月19日（土）から令和3年1月22日（金）までの間、意見募集を行ったところ、御意見を8件頂きました。頂いた御意見及び御意見に対する総務省の考え方は別紙2のとおりです。

3 政令の公布

意見募集の結果を踏まえて検討し、本政令を本日公布しました。

本政令は公布の日から施行されますが、住民基本台帳法施行令の改正規定（第4条関係）については、令和3年4月1日施行となります。

<押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令>

- ・要綱
- ・案文：理由
- ・新旧対照表
- ・参照条文

【連絡先】

大臣官房総務課

担 当：法令審査係

電 話：03-5253-5088

FAX：03-5253-5093

E-mail：kansou_sintyou_atmark ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。